

# 公文書館機能について

資料6

## 1. 根拠法令

公文書館法 (昭和63年6月施行)

(抜粋)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く)をいう。

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。

## 2. 全国の設置状況 平成19年7月1日現在

都道府県公文書館  
市区町村立公文書館  
他に 国立公文書館

31館 / 47都道府県  
20館

博物館と併設  
長野県、茨城県

図書館と併設  
広島県、奈良県、  
福井県、新潟県など

## 3. 三重県の状況

### (1) 公文書館建設に向けてこれまでの動き

- 平成8年2月 三重県公文書館基本設計完了(当初、博物館とは分離独立型)
- 同年 12月 議会教育警察常任委員会で博物館との合築型について報告
- 平成9年 実施設計見送り、博物館建設設計画とともに凍結
- 平成16~18年度 歴史的資料保存活用事業 閲覧に向けての整備等、資料現況確認調査

### (2) 歴史資料として重要な公文書等の選別および保存状況

- 平成6年度~ 保存期限の切れた公文書の選別作業を開始する。
- 現在 生活部文化振興室県史編さんグループで2名の嘱託員による選別作業を実施  
18年度作業実績 廃棄期限を過ぎた5年以上の公文書約200箱1, 810冊を受け入れて選別作業を実施し、55冊(175件)を保存。

選別保存公文書累計 約4, 000冊

### ・選別公文書以外の歴史資料の保存状況 (県史編さんグループ保管)

明治期県庁文書 約7, 300点

絵図・地図類 約4, 300点

県史編さん収集資料 約37, 000点

刊本・資料複製本 約31, 000点、マイクロフィルム等 約5, 000点など

寄贈・寄託資料 約64, 000点

駒田家文書 約5, 000点、神富殖産会社資料 約45, 000点、

大林日出雄氏旧蔵資料 約1, 000点、西丸下上屋舗絵図1枚など

購入資料 約7, 000点

桑名郡近江島新田文書約280点、多気郡中大淀村文書ほか約1, 000点

藤堂高虎書状ほか5点、藤堂長守書状7点、九鬼守隆書状1点など

・県史編さんグループ保管資料 合計 約123, 600点

## 4. 公文書館機能と博物館の共通性と相違点

(1) 機能面の共通性と相違点 (別紙1「博物館と公文書館の対比表」を参照)

| 機能            | 公文書館 | 博物館  | 備考                             |
|---------------|------|------|--------------------------------|
| ① 資料の収集・保存    |      | 共通   | 収蔵施設・薰蒸施設・撮影施設等の共有化が可能         |
| ② 展示          | 小    | 大    | 公文書館の調査研究成果を発信する場ができる          |
| ③ 閲覧・レファレンス   | 大    | 小    | 既存の博物館では小さい機能、知の拠点にはぜひ必要な機能    |
| ④ 調査・研究       |      | 共通   | 両者とも専門職員が必要                    |
| ⑤ 文献資料        |      | ほぼ共通 | 公文書館では古文書・絵図等も扱う               |
| ⑥ モノ資料        | 小    | 大    | 展示に必要なモノ資料は公文書館の対象外。刀剣は博物館。    |
| ⑦ 歴史資料としての公文書 | 大    | 小    | 公文書の選別作業が必要。また、市町との行政的な連携機能が必要 |

〈参考〉 公文書館と図書館の共通性と相違点

- |   |   |
|---|---|
| ① | ・図書館にも閲覧・レファレンス機能があるが、あくまで一般書籍や一部の郷土資料を中心となる。                             |
| ② | ・図書館の専門職員は司書であり、何処へ行って誰に聞けば求めている情報が入手できるかを把握し、提供できる専門家であり、内容面までの専門性は望めない。 |
| ③ | ・図書館には書庫はあっても、公文書館が必要とする収蔵庫や薰蒸室・撮影室・冷凍庫等は必要ない。                            |
| ④ | ・必要施設や収集・保存機能、調査研究機能の違いにより、図書館と併設されている公文書館でも、独立している場合がほとんどである。            |

(2) 閲覧・レファレンス機能の違いについて

博物館                   公文書館                   図書館

- |              |        |           |
|--------------|--------|-----------|
| ・モノや資料の展示    | ・資料の閲覧 | ・文献の紹介・提供 |
| ・実物の確認       | ・情報の提供 | ・検索の支援    |
| ・他施設のモノ情報の紹介 |        |           |

※ 別紙1「博物館と公文書館・図書館のレファレンス機能について」参照

(3) 公文書館と博物館の対比と併設のメリット・デメリット 別紙2参照